

## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（修正案）

令和 年 月 日

（名称）益城町地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町は、町内の中心部を東西に貫き熊本市へ通じる唯一の幹線公共交通であるバス路線（木山⇄桜町バスターミナル（熊本市））を軸に、路線バスのネットワークが構築されている。

住民生活においては町内の各施設とともに熊本市の総合病院・大規模な商店等が町民の日常生活の重要な役割を担う中で、路線バスは車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要な不可欠な交通として機能している。

① 本町の交通不便地域である、福田地区及び下陳地域においては、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」系統の木山産交バス停、木山上町バス停及び惣領バス停と地区とをつなぐ福田地区デマンド型乗合タクシーを運行している。

令和5年3月末時点、福田地区の高齢化率36.0%、下陳地域は51.6%であり、福田地区デマンド型乗合タクシーは、公共交通サービスを真に必要とする移動制約者のための公共交通サービスとなっており、地域間バス系統である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等へ接続することで、高齢者も安心した生活を送ることができる。福田地区デマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

② 平成28年4月に発生した熊本地震をきっかけに運行されてきたテクノ団地乗合路線バスは、町内仮設団地の集約や、災害公営住宅の完成などにより住民の生活再建が進んだことから、令和2年8月より経由地および名称を変更し、木山・広安循環線乗合路線バス（フィーダーバス路線）として運行している。

木山・広安循環線乗合路線バスは、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」系統のバス停へ接続する形で、高齢者が48.0%にもものぼる各災害公営住宅をまわるルートとなっており、地域住民の生活交通手段の維持・存続に資するものとなる。

※別添資料①を参照

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

① 福田地区デマンド型乗合タクシーの利用者数 1,400人/年  
※計画期間令和6年度～7年度の2年間の目標数2,800人以上とする。

② 木山・広安循環線乗合路線バス（左回り・右回り）の利用者数 68,900人/年  
※計画期間令和6年度～7年度の2年間の目標数137,800人以上とする。

※益城町地域公共交通計画における計画目標の達成状況を測る指標1「公共交通利用者数」より算出。（益城町地域公共交通計画 P28 参照）

## (2) 事業の効果

- ① 交通不便地域である福田・下陳地域にデマンド型乗合タクシーを導入することにより、高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、福田・下陳地域から、地域間バス系統である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等の木山産交バス停、木山上町及び惣領へ接続することで、より広域的な活動が可能となり、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- ② 木山・広安循環線乗合路線バスを運行することにより、仮設団地や災害公営住宅と町中心部及び熊本市への移動が可能となり、主に自家用車を運転できない高齢者たちの買い物や通院、居住する学生の通学手段を確保することができる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者への事業説明会やアンケートの実施（益城町、事業者）
- ・広報誌やHPによる公共交通の利用周知（益城町）
- ・便数の見直しや乗り場の新設等、利便性向上についての検討（益城町、事業者）  
（益城町地域公共交通計画 P32.34 参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

#### ①福田地区デマンド型乗合タクシー

##### 1. 予定している時刻表（別添資料②を参照）

【福田地区 ⇒ 指定停留所12箇所】

① 8:45 ② 10:00 ③ 13:00 ④ 14:00

【指定停留所12箇所 ⇒ 福田地区】

① 11:00 ② 12:00 ③ 15:00 ④ 16:00

##### 2. 運行事業者の決定経緯

町内タクシー業者を対象に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第3項に基づく企画競争実施の承認を得て平成24年7月11日に決定。

##### 3. 運行予定期間

令和5年10月1日～（日曜日、毎年12/29～翌1/3及び祝日は運休）

##### 4. 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等）

町地域公共交通会議（各交通事業者が委員として参加）において協議し決定しており、各交通事業者間の調整は図られている。また、木山産交バス停～惣領バス停間の既存バス路線との競合については、指定停留所以外で途中下車不可、バス運賃以上の運賃設定により対応する。

※指定乗降場所の町文化会館前は「木山上町」、マシキラリ（惣領交差点）が「惣領」の幹線バス停へと接続している

##### 5. 運行予定者

共同運行（熊交観光タクシー 株式会社・有限会社 光洋タクシー）

## ②木山・広安循環線路線乗合路線バス

### 1. 予定している時刻表等（別添資料④⑤を参照）

- a. 左回り：木山産交→寺迫→木山上町→益城町役場前→木山農協前→一ノ迫→安永東団地→ましき野→馬水団地→広安西小学校前→古閑北→古閑南→福富→中惣領→惣領→広安小学校・保健福祉センター前→益城病院前→馬水団地→ましき野→安永東団地→一ノ迫→木山農協前→益城町役場前→木山上町→寺迫→木山産交
- b. 右回り：木山産交→寺迫→木山上町→益城町役場前→木山農協前→一ノ迫→安永東団地→ましき野→馬水団地→益城病院前→広安小学校・保健福祉センター前→惣領→中惣領→福富→古閑南→古閑北→広安西小学校前→馬水団地→ましき野→安永東団地→一ノ迫→木山農協前→益城町役場前→木山上町→寺迫→木山産交

※時間帯によって、馬水団地以降の循環方向が左回り、右回りとなる。

### 2. 運行事業者の決定経緯

熊本地震の応急仮設住宅として県が建設した「テクノ仮設団地」と町中心部を結ぶため路線を新設した事業者が引き続き運行。

### 3. 運行予定期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

平日、土曜、日祝 15便（左回り8便、右回り7便）

### 4. 地域内フィーダー系統の補足資料

運行については、益城町地域公共交通会議（各交通事業者が委員として参加）において協議決定しているため、各交通事業者間の調整は図られている。

### 5. 運行予定者

産交バス株式会社

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

### ①福田地区デマンド型乗合タクシー

運行に係る費用総額 473 千円のうち、町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### ②木山・広安循環線路線乗合路線バス

補助対象経常費用 21,186 千円のうち、町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を欠損補助として負担することとしている。

※費用は令和4年度実績額

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価
- ・利用者へのヒアリング調査
- ・住民アンケートの実施（他事業アンケートと合わせた形で実施予定）

## 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和5年6月28日(第1回) 申請内容について議決 ※書面協議の結果を踏まえ記載 ※過去の開催状況については、別添資料③を参照。
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通会議に住民・利用者の代表として町議会・区長会・社会福祉協議会・商工会に委員として参加してもらい、意見の反映を図った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県上益城郡益城町宮園 702

(所 属) 益城町役場企画財政課復興企画係

(氏 名) 山田 大貴

(電 話) (096) 286-3223

(e-mail) fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp